

吉川市の障がい者虐待の状況

1 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務、また、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者の通報義務を定めるとともに、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図るための支援について定めている。

2 埼玉県虐待禁止条例

児童、高齢者、障がい者の各虐待を一元的に規定し、法律の範囲を超えた規定が盛り込まれている。

【法律の範囲を超えた規定の例】

- ・経済的虐待を児童虐待にも適用
- ・使用者による虐待を児童・高齢者にも適用
- ・学校の教職員、病院の医師・看護師を「施設等養護者」に位置づけ
- ・県による虐待の防止・養護者支援のための専門的人材の育成
- ・県による虐待の防止等に関する研修の実施及び施設従事者の研修受講の義務付け
- ・重大な虐待事件に関する県による検証の義務付け

3 障害者虐待通報件数

1) 養護者による虐待

(単位:人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
養護者による虐待	3	15	9	5	6
障害者福祉施設従事者等による虐待	0	1	1	3	1
使用者による虐待 ※1	0	0	0	0	0
通報件数 計	3	16	10	8	7
うち虐待と判断し、何らかの対応を行った件数	1	2	1	1	0

令和6年度については、令和7年2月1日付の数値

※1 使用者による虐待は、県労働局で対応した件数

市民や関係者からの直接の通報はなかった。計上した通報件数は、警察からの虐待通報票による報告数である。警察が110番通報により臨場した案件が書面で報告されるため、報告があった場合、当課でその後の状況についてご本人に確認をしているが、虐待認定までには至っていない案件が多い。

2) 障害者福祉施設従事者等による虐待

A市の障害福祉サービス事業所に通所する方が職員から暴力を受けていると、事業所所管のA市障がい福祉課へ通報があった。通報内容から被虐待者の中に当市の方がいたとの連絡を受けた。当課では、被害を受けたと思われる障がい者とその家族に聞き取り調査を行ったが、暴力等を受けたという話はなかった。

該当事業所は過去にも何度か通報を受けている事業所のため、A市が県へ指導を依頼し、県が事業所を指導した。

3) 虐待と判断し対応を行った事件

対応した案件はなかった。

4 障がい者虐待についての窓口および啓発活動

1) 相談・通報先

●埼玉県虐待通報ダイヤル# 7 1 7 1

つながらない場合は 電話 048-762-7533 (24時間受付・対応)

●吉川市役所障がい福祉課障がい支援係

電話 048-982-5238

FAX 048-981-5392

メール syougai-fukushi2@city.yoshikawa.saitama.jp

月曜日から金曜日(祝・祭日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時

※閉庁日でも緊急連絡網による体制を整備

●埼玉県障害者権利擁護センター

電話 048-822-1297

FAX 048-822-1406

メール skenri@fukushi-saitama.or.jp

月曜日から金曜日(祝・祭日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

2) 啓発活動

市ホームページや広報誌において、障害者虐待防止法、虐待通報窓口・虐待通報ダイヤル# 7 1 7 1の案内を実施。市内公共施設にポスター掲示を実施。

5 関係法令

・埼玉県ケアラー支援条例

令和2年3月31日施行。ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係機関の役割を明らかにし、ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営める社会の実現を目指す。

※ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。